

小野市

子ども・子育て支援事業計画

中間見直し



令和5年3月 小野市

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

計画策定及び中間見直しの実施

すべての子どもが心豊かに成長するために、親（保護者）が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、身近な地域において適切な子育て環境が等しく保障されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、地域の人材を生かした安全で安心な子どもたちの活動拠点や良質な学びの場の提供を総合的に推進するため、小野市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画は令和2年度から令和6年度の5か年となっており、中間年度（令和4年度）において過去の実績などを踏まえ、必要がある場合に計画の見直しを行うこととされています。（国の基本指針より）

中間見直しの基準・対象

計画の本編第5章「子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保計画」において、計画期間5年間の様々な推計を掲載しています。

その中で、国が見直しを要する基準（活用の参考）とされた内容は以下のとおりです。

<幼児教育・保育の提供>

- ・令和3年4月時点の実績値と計画値が10%以上乖離している場合

<地域子ども・子育て支援事業>

- ・量の見直しを行う必要があると判断された場合

（留意事項）

- ・保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意する。新型コロナウイルス感染症の影響に留意する。
- ・女性の就業増加等を踏まえ、1号認定から2号認定への変更を希望する場合があることに留意する。

以上を受けて、次のとおり事業計画の見直しを実施しました。

事業計画 P 2 9

4. 幼児教育・保育の提供体制

幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）及び提供体制の確保

→見直し後

→見直し後

		令和5年度					令和6年度				
		1号		2号		3号	1号		2号		3号
		3~5歳教育のみ	3~5歳教育希望	3~5歳左記以外	0歳	1~2歳	3~5歳教育のみ	3~5歳教育希望	3~5歳左記以外	0歳	1~2歳
① 量の見込み ＜必要利用定員総数＞		107	-	991	88	446	110	-	980	85	450
割合（％） ＜対象人口に対する①＞		9.7	-	90.3	33.8	70.7	10.0	-	89.3	32.7	71.3
② 確 保 方 策	認定こども園	72	-	395	43	202	72	-	400	43	205
	幼稚園	100	-	-	-	-	100	-	-	-	-
	保育所	-	-	579	42	229	-	-	560	40	225
	広域（他市町施設）	2	-	21	8	20	2	-	20	5	20
	地域型保育給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 （兵教大幼稚園・企業主導型保育所等）	0	0	3	1	1	0	0	3	1	1
② 計		174	0	998	94	452	174	0	983	89	451
② - ①		67	0	7	6	6	64	0	3	4	1

量の見込みと実績値の乖離率が10%以上あるため、見直しを実施しています。

令和5年度及び6年度について、幼稚園の1号定員を140→100と修正しています。また、令和6年度に保育所1園のこども園化を見込んでいます。

事業計画P33

5. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(4) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所やその他の場所において一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【見込みと確保】

■ 幼稚園等の在園児を対象にした一時預かり (単位：人年)

→見直し後

年度	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	301	280	280	120	120
1号認定による利用	0	0	0	120	120
2号認定による利用	301	280	280	0	0
② 確保方策	301	280	280	120	120
幼稚園一時預かり実施数	0園	0園	0園	0園	0園
認定こども園の実施数	2園	2園	3園	6園	7園
②－①	0	0	0	0	0

■ 上記以外(自宅で養育中の子ども)を対象にした一時預かり (単位:人年)

→見直し後

年度	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	3,227	3,123	3,030	1,643	1,433
② 確保方策	3,227	3,123	3,030	1,643	1,433
保育所一時預かり実施数	12園	12園	11園	8園	7園
認定こども園の実施数	2園	2園	3園	6園	7園
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0	0	0	0	0

2号認定による利用→1号認定による利用に修正しています。

認定こども園の実施数は令和3年度実績に準じた数値に見直しています。

事業計画 P 3 4

(5) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病院に敷設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に病児・病後児を預かる事業です。

【見込みと確保】

(単位：人年)

→見直し後

年度	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	720	720	720	150	150
② 確保方策	720	720	720	150	150
②－①	0	0	0	0	0

当初の見込みが多かったため、令和3年度実績に準じた数値に見直しています。

事業計画 P 3 8

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

子どもの預かりや保育所等施設・習い事等の送迎など、利用を希望する人と援助ができる人とが会員となり、地域で子育てを相互に助け合う会員活動をコーディネートする事業です。

【見込みと確保】

(単位：人年)

→見直し後

年度	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み (就学児のみ)	3,188	3,060	2,959	1,429	1,373
② 確保方策	3,188	3,060	2,959	1,429	1,373
②－①	0	0	0	0	0

当初の見込みが多かったため、令和3年度実績に準じた数値に見直しています。